

# 筑西市議会経済土木委員会

## 会 議 録

(令和元年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

## 経済土木委員会 会議録

### 1 日時

令和元年6月19日(水) 開会：午前9時58分 閉会：午前10時35分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

議案第6号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第2号)のうち所管の補正予算  
議案第9号 筑西市森林環境基金条例の制定について  
議案第10号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第3号)のうち所管の補正予算

---

### 4 出席委員

|     |        |      |        |    |        |  |
|-----|--------|------|--------|----|--------|--|
| 委員長 | 森 正雄君  | 副委員長 | 藤澤 和成君 |    |        |  |
| 委員  | 田中 隆徳君 | 委員   | 大嶋 茂君  | 委員 | 仁平 正巳君 |  |
| 委員  | 外山 壽彦君 | 委員   | 堀江 健一君 | 委員 | 鈴木 聡君  |  |

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 谷島しづ江君

---

委員長 森 正雄

○委員長（森 正雄君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。したがって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序でありますけれども、補正予算案2案、条例議案1案について、それぞれ所管部ごとに審査願いたいと存じます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） それでは、各議案について所管部ごとに審査をまいります。

初めに、経済部です。議案第6号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち経済部所管の補正予算について審査をまいります。

なお、議案第6号につきましては、複数の部にまたがるために、各部の審査終了後、採決いたします。

初めに、商工振興課より説明願います。

大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 商工振興課、大木です。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

議案第6号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち商工振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7商工費国庫補助金、節1商工費補助金、説明欄1、プレミアム付商品券事務費補助金2,669万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、プレミアム付商品券関連事業の事務に必要な経費の補助でございます。

同じく、説明欄2、プレミアム付商品券事業費補助金8,500万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、商品券1セット5,000円分を4,000円で購入いただきますけれども、残り1,000円分がプレミアム分として補助の対象となっております。販売見込み数8万5,000セット分のプレミアム分8,500万円が事業費補助金でございます。

次に、款21諸収入、項6目6雑入、節10雑入（商工・労働）、説明欄9、プレミアム付商品券販売収入3億4,000万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、商品券の販売を郵便局に委託する予定となっておりますけれども、商品券1セット5,000円分を4,000円にて8万5,000セット分を販売する収入でございます。

続きまして、18、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。款7項1商工費、目2商工振興費、説明欄、プレミアム商品券発行事業（子育て世帯・非課税者向け）4億5,169万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、10月予定の消費税・地方消費税引き上げが子育て世帯及び住民税非課税者の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えることを目的に、プレミアム付商品券の販売を国の全額補助により実施するための経費でございます。内訳といたしましては、職員手当等321万3,000円、これは職員の時間外勤務手当でございます。共済費、賃金、旅費、合計152万9,000円につきましては、臨時職員の雇用に伴う経費でございます。役務費561万3,000円、

これは交付申請書の発送、申請書の返信、購入引きかえ券の発送に伴う郵送料等でございます。

また、プレミアム付商品券発行業務委託料4億4,134万2,000円、これは郵便局に委託を予定している販売業務委託料と商工会議所に委託を予定している換金等業務委託料でございます。

商工振興課所管の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これ本会議でもたしか石嶋議員さんから出たかと思うのですが、これは子育て世帯と非課税世帯、それで販売方法、これに私もかなり課題があるのではないかと思うのが、やっぱり所得が厳しい世帯、そういう方が購入するわけです。こっちから配布するのではなく、買っていただくわけですよね。その方法、どういうふうな方法を考えていますか。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

販売につきましては、1人に対して購入引きかえ券1枚を送付するわけですが、1セット5,000円分を5セット購入することができます。全部で2万5,000円分の商品券を2万円で購入することができます。それを5回に分割して購入することもできますし、複数回一緒に購入することもできますので、その辺は計画的にちょっと購入していただくということと、購入期間につきましても来年の2月まで購入期間を設けておりますので、その中で計画的に購入いただければというふうに考えております。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 本当にこれは難しいあれだと思うのです。収入が少ない方ですから。それと、販売する店、これは以前やった、市でやったプレミアム付商品券を扱った、そういった店が対象になるのですか。買うほうのね。商売のほう。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 販売するお店というのは、商品券で購入できるお店ということでよろしいですか。

○委員（大嶋 茂君） はい。

○商工振興課長（大木幹子君） その販売店につきましては、7月から広く公募することになっておりまして、商工会議所、商工会の会員だけでなく、ほかの店舗についても募集を進めているところなので、誰でも気軽に買えるようなお店に登録していただければというふうに考えております。

○委員（大嶋 茂君） これからですね。では、わかりました。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 対象者は子育て世帯ゼロ歳から2歳までだというのだけれども、子育て世帯、裕福な方もおられるのですよね。そういう所得制限というのはないのですか。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

子育て世帯につきましては、所得制限はございません。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ああ、そうですか。所得が相当あっても。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） それについては制限は設けておりません。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それと、全てこれは国がということなのですけれども、10月の消費税値上げ対策というのですが、これは期限というのはあるのですか。購買というか。期限があつてこれまでに買わなければならないとか、そういうのではなくて、無制限な期間というのはあるのですか。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

商品券の販売につきましては、10月1日から2月末までを予定しておりまして、実際に商品券で購入する、利用につきましては10月1日から3月31日までを予定しております。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） もっと高所得者に対しては、これは国の指示なのですか。所得に関係なく子育て世帯ならば購入できるというのは、国の指針でそういうふうになっているのですか。

○委員長（森 正雄君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

子育て世帯につきましては、特に所得についての指示とかはございませんので、全部を対象にするということとなっております。

○委員（鈴木 聡君） はい、わかりました。

○委員長（森 正雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

大木商工振興課長、ご苦労さまでした。

次に、観光振興課から説明願います。

澤部観光振興課長。

○観光振興課長（澤部明典君） 観光振興課、澤部です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

経済部観光振興課所管の補正予算についてご説明申し上げます。18、19ページをお開き願います。款8 土木費、項4 都市計画費、目7 公園費、説明欄、宮山ふるさとふれあい公園維持管理費として714万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしまして、宮山ふるさとふれあい公園内の受水槽の取替工事費でございます。現在の宮山ふるさとふれあい公園の給水状況でございますが、ことし3月末に受水槽が破損し、使用不可能になったことによりまして、受水槽を介さず直接配管する応急工事を実施しまして現在供給しております。しかしながら、この方法ではあけのひまわりフェスティバル開催時に来場者が増加した場合に、必要水量の確保が難しくなりますので、開催前までに新しい受水槽に取りかえる必要がございます。

新しく設置する受水槽でございますが、今現在使われておりますFRP製は、耐用年数が約15年と言われておりますので、将来の交換コスト等を考慮しまして、今回は耐用年数が約60年と言われておりますステンレス製のものといたします。また、容量計算や管理面を考慮しまして、2槽式で10立米のものとした

します。

再度になりますが、今年度のあけのひまわりフェスティバル開催が8月24日土曜日からでございますので、これに間に合うよう工事を進めたく、この工事費用として補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 公園の水道の話だけれども、今度工事やるわけだよ、新しく。日量どのくらい利用があるのです、水量は。また、飲み水ですか、そういう利用するところは1カ所なのか。私は余り行ったことがないからよくわからない、状況。

○委員長（森 正雄君） 澤部観光振興課長。

○観光振興課長（澤部明典君） お答えいたします。

今回40立米のものから10立米のものにした理由といたしまして、容量計算をしております。対象水量としましたのは、過去にあけのひまわりフェスティバルが宮山で行われた時期、それが一番のピーク時だろうというところで、その2カ月間の水道の使用量、これから算出しております。対象使用水量が2カ月間で612立米使われております。これを1日間当たりの平均使用水量を60日で割りますと10.2立米、10.2立米が1日当たりの平均使用水量になります。必要受水槽水量でございますが、これは定数がございまして、1日当たり平均使用水量の10分の4から10分の6の間のもを確保しておくことが望ましいと言われておりまして、今回間をとりまして10分の5を採用しまして、1日の必要受水量が5.1立米、これがピーク時に1日当たり必要ということで算出いたしております。

水周りでございますが、あけのふるさとふれあい公園内にアグリショップがございまして、そのアグリショップの厨房とトイレ、あと外にありますトイレ、これがトイレの大きが13カ所、小さいほうは7カ所、あと障害者用のトイレが2カ所でございます。

以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 飲料はどうなっているのですか。アグリショップしか飲めないのですか。今トイレの話がたくさん出たのだけれども、公園のどこか片隅にそういう飲み場はないのですか。アグリショップへ行かなければ飲めないのですか。

○委員長（森 正雄君） 澤部観光振興課長。

○観光振興課長（澤部明典君） 外にキャンプ用の炊事場といいますか、そういったものがございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

澤部観光振興課長、ご苦労さまでした。

次に、農政課から説明願います。

岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 農政課岩渕でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款2 地方譲与税、項5目1節1 森林環境譲与税、説明欄1、森

林環境譲与税としまして444万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、令和6年度から森林環境税が課税されますが、それに先駆けまして、森林現場における諸問題にできる限り早期に対応するための財源といたしまして、令和元年度から森林環境譲与税が国によって定められた譲与基準により市に配分されるものでございます。目的税であるため、森林整備及び木材利用、普及啓発等に用途が定められておりますが、基金として積み立てが可能なことから、議案第9号においてご審議いただきます筑西市森林環境基金条例の制定により基金を創設し、積み立てを行い、後年に公共性の高い施設への木材利用や森林の多面的機能の発揮に資する事業への活用を図ってまいるのでございます。

以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 諸問題と言うのだけれども、簡単に諸問題と言うのだけれども、諸問題というのは何なのです。問題がいろいろあるから諸問題なのだけれども、問題をちょっと出してください。

○委員長（森 正雄君） 岩淵農政課長。

○農政課長（岩淵里之君） お答えいたします。

諸問題につきましては、日本の国土の大体3分の2が森林で覆われておりまして、筑西市に限りましては、平地でするので森林割合は少ないのですけれども、森林割合が多いところでは、自然的な災害等があったときに、適正な管理がされていない場合ですと、土砂の流出が問題ですので、そういった早急な対応のための問題等が挙げられています。

以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、森林伐採等に歯どめをかけることがこれは狙いなのですか。それともよく伐採して、ちゃんと自然環境保全のために切るのとどっちが目的なのです。よく理解できないのです。切ることが目的なのか、それとも保全を優先して森林を守っていくのか。

○委員長（森 正雄君） 岩淵農政課長。

○農政課長（岩淵里之君） どちらもだと思います。今現在ある人工林の木材利用を促すため。それと適正に管理されていないものは適正に管理をして、そういった災害に対応するという、どちらも兼ね備えていると思います。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、それをちゃんと定義づけて、目的をちゃんとして、今度は条例をつくる。これは国の指針でスタートするわけですか。国からこういうことをやるべきだということなのか。

○委員長（森 正雄君） 岩淵農政課長。

○農政課長（岩淵里之君） 森林環境税は、そういったものに対応するために国民の方から徴収するものです。森林環境譲与税に関しましては、その分が国の配分基準に従って市町村においてきますので、その譲与税で対応すると。国税ですので、基金として蓄えておけるということで条例によって基金を蓄えるものです。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今までではなくて、そういう新たにこういうことをやりなさいという国の指示があったわけですか。そういう森林を保全するというので。今まではそういう条例がなかったから出すのだけれども、そういう保全の問題についてはずっとこれまでも行政上やっては余りなかったのですか。

○委員長（森 正雄君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 今回のものは森林環境税、森林環境譲与税は新たに創設されるものでございます。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 見通しについてちょっとお伺いしたいのですが、初年度ということで444万4,000円ですか、これ来ていますが、今令和6年ですか、言っていましたが、毎年どういうふうな、県から国からの補助金がおりてくるのか、その辺の見通しをちょっとお願いします。

○委員長（森 正雄君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 筑西市にしましては、令和元年度から令和3年度までは444万4,000円、令和4年度から令和6年度までは666万7,000円ということで徐々にふえていきまして、令和15年には満額の交付になりまして、約1,500万円の交付が見込まれております。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） わかりました。今回ストックしていくということなのですが、ちょうど北部地区というか、地域でいうと蓬田、小栗、あの辺の山林が今、課長ご存じだと思うのですが、物すごい勢いで松枯れというのですか、松くい虫ですごいのですよね。対策はしているのかどうかわからないのですけれども、とにかくあれが、まちというのではないですけれども、こっちの家混みに飛んできて、やっぱり庭の松が枯れていってしまうとかというあれもあって、ちょっと額的にどうなのかなと思ったものですからあれだったので、ふえていけばやっぱりそういう対策費としてストックしていくのは私は本当に必要だと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 基金でありますので、積み立てていくわけなのですが、これを使うときというのはどういうときに使うのかな。切り崩し。それはやっぱり基金ですので、目的があって、9条のほうに多少はそういう内容が書いてあるのですけれども、積み立てるばかりではなくて、筑西市ははっきり言って山林等は少ないと思うのです。材木商なんかでも切り出してやっている人も少ない。そういったあれでどういう方に支給して、その使う時期、どういうときに使うのか。

○委員長（森 正雄君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 今のところはまだ決まっていないのですけれども、これから用途にしましては計画を立てまして、用途が限られておりますので、森林整備または平地ですとか都市部ですと、その木材を利用した建物、大規模ですと基金等をたくさんためて公共的な施設、そういうものに活用していければと思っています。

○委員長（森 正雄君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） ちょっと気になるので一言だけ、今わかっている段階で教えていただきたいのですが、今筑西市なんかでも里山づくりというのをやっていますよね。この森林譲与税は将来的に里山づく



りとか、そういうものをやっている方々の補助というのは考えているのですか。今段階で結構です。将来的なものは。

○委員長（森 正雄君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 関係機関で計画を立てて使用は可能であると思っています。森林の適正な管理の継続ということで可能であると考えております。

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第9号「筑西市森林環境基金条例の制定について」審査いたします。

農政課から説明願います。

岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） それでは、引き続き議案第9号「筑西市森林環境基金条例の制定について」ご説明させていただきます。

今回の条例制定につきましては、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備、その促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税が創設されます。その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与することを目的とし、我が国の森林を支える仕組みとして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日から施行されました。なお、森林環境譲与税は、令和6年度からの森林環境税の課税に先駆け、令和元年度から国によって定められた譲与基準によって市町村へ配分されることから、これに対応するために基金を創設するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第1条においては、基金設置の目的及び森林整備等の用途に係る施策について規定しております。

第2条においては、基金積立額は譲与を受けた森林環境譲与税の額に相当する額とし、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条は、基金の管理は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとしております。

第4条は、基金の運用利益は一般会計歳入歳出予算に計上し、第1条に定める経費の財源に充て、又は基金に繰り入れるものとしております。

第5条は、基金の繰替運用について、市長は、財政上必要と認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定め、歳計現金に繰りかえて運用することができるとしております。

第6条は、基金の処分について、基金設置の目的に必要な財源に充てるとき、また預金債権との相殺のため地方債の償還の財源に充てることができるとしております。

第7条は、この条例に定めるもののほか基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとさせていただきます。

最後に、附則でございますが、条例の施行日を公布の日とするものとさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

岩淵農政課長、ご苦労さまでした。

これより議案第9号の採決をいたします。

議案第9号「筑西市森林環境基金条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第10号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち経済部所管の補正予算について審査してまいります。

商工振興課より説明願います。

大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 着座にて説明させていただきます。

議案第10号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち商工振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。款7項1商工費、事業名、プレミアム商品券発行事業（子育て世帯・非課税者向け）4億4,134万2,000円につきましては、本定例会、議案第6号で補正予算に計上させていただいておりますけれども、補正予算額のうち委託料全額を翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。これは商品券の利用期間を国が推奨する3月31日までに設定するため、商品券取扱店への換金作業を次年度の4月まで行うことにより、事業完了が年度内に完了することが困難であるためでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第10号の採決をいたします。

議案第10号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第3号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、経済部から土木部へ入れかえをお願いいたします。

[経済部退室。土木部入室]

○委員長（森 正雄君） それでは、土木部の所管の審査に入ります。

議案第6号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち土木部所管の補正予算について審査してまいります。

それでは、土木課から説明願います。

長本土木課長。

○土木課長（長本敏介君） 土木課の長本でございます。よろしく願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第6号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち土木課所管の補正についてご説明い

たします。初めに、歳入でございます。12、13ページをお開き願います。款18項1 寄附金、目8 節1 土木費寄附金、説明欄中段1、土木費寄附金に1,452万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、農事組合法人廣澤農園代表理事、廣澤とも子様から指定の寄附金をいただいたものでございます。

続きまして、歳出でございます。18、19ページをお開き願います。款8 土木費、項2 道路橋梁費、目3 道路新設改良費、節15 工事請負費、説明欄の中段、道路新設改良事業におきまして1,452万円の増額補正をお願いするものでございます。現在路線名明8・1362号線は、頻繁に屈折しており見通しが非常に悪く、車両の通行に支障を来している状況であります。そこで、屈折を直線に改良することにより視認性が向上し、安全で安心な通行が確保できる道路整備を行うため計上させていただいたものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 趣旨はわかりました。地図的にいうとどういう、場所をちょっと、よく見えない。

○土木課長（長本敏介君） 委員長、図面でちょっと説明させていただきたいのですが、図面の提示よろしいでしょうか。

○委員長（森 正雄君） はい、お願いします。

○土木課長（長本敏介君） 下館ゴルフ倶楽部さんがございまして、そのうちの廣澤農園さんがございます。廣澤農園さんの南側を通る外周道路、こちらの部分につきまして、こういったところが危ないということで、これを直線にしたいということです。廣澤農園さんの南側を通る外周道路の一部のところになります。

以上でございます。

（「ちょっと待って、それだとわからないから、茨城県西部メディカルセンターへ行く道路はどれよ。その部分的な説明されてもさ。県西総合公園は上」「ずっと南だ。村田のほうだ」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） 見当つきました。そういうふうに言ってもらえれば。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

外山委員。

○委員（外山壽彦君） その道路というのは、例えば今度それを直すわけだろうから、新設するわけだけだけれども、総工費というのはどのぐらいかかるのですか。

○土木課長（長本敏介君） 金額につきましては1,452万円。

○委員（外山壽彦君） でできるのですか。

○土木課長（長本敏介君） はい。

○委員（外山壽彦君） では、全額そのまま廣澤さんからもらったやつをそのまま使うということで理解していいのかな。

○土木課長（長本敏介君） はい。

○委員（外山壽彦君） 筑西市で1億円かかるところを一千四百何がしの寄附をもらったから1億円かけてやるというのではなくて、その範囲内でやると。

○委員長（森 正雄君） 長本土木課長。

○土木課長（長本敏介君） そのとおりでございます。この金額でございます。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

長本土木課長、ご苦労さまでした。

以上で経済土木委員会に付託されました議案第6号については、各部の説明、質疑を終了いたしましたので、これより議案第6号の採決をいたします。

議案第6号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で経済土木委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森 正雄君） なお、この本委員会での審査結果報告等につきましては、委員長に一任願いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時35分